

平成29年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)の概要

< 1 計画の背景及び内容 >

【背 景】

平成15年の食品衛生法の改正により、市では厚生労働省が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）」に基づき、毎年度、翌年度の監視指導計画を市民等の意見を求めた上で定めなければならない（食品衛生法第24条及び第64条）こととされました。

そこで、平成16年度から計画案を公表し、パブリックコメント手続を実施しています。

【内 容】

皆様が安心して食生活を送ることができるよう、食品等の生産、製造、流通の状況、食品衛生上の問題や食中毒の発生状況を考慮して、保健所が実施する食品営業施設等の立入検査や食品、添加物等の試験検査のほか、食品衛生の確保を図る上で必要な事項について定めたものです。

< 2 計画(案)の項目 >

計画案は以下の項目により構成しており、保健所が実施する監視指導等の具体的な内容と、数値目標を定めています。

- 1 はじめに
- 2 実施期間及び対象施設
- 3 重点的に監視指導を実施する施設
- 4 食品等の試験検査計画
- 5 食中毒防止対策
- 6 食中毒等健康危害発生時の対応
- 7 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換
- 8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進
- 9 食品衛生行政に携わる人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 10 監視指導及び試験検査の実施体制
- 11 監視指導実績等の公表